



原発のない安全な北海道に

HAIR(=z-z)

2018.2.20 No.25

発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808

札幌市北区北8条西6丁目2-23-806

TEI 011-594-8454

TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455

FAX 011-394-8433
URL <http://tomari816.com>

URL <http://tomari816.com>
E-mail info@tomari816.com

E-mail: info@tuanlang.com
郵便振替口座 02790-1-100850

第23回 法廷だより

2017年12月19日、第23回□頭弁論期日が札幌地裁で開かれました。

雲天の下、傍聴席は満員

2017年12月19日午後
2時00分より札幌地裁で、
第23回口頭弁論期日が開か
れました。傍聴席も満席と
なりました。

今回の期日では、まず原告の意見陳述を行い、その後弁護団から前回提出した準備書面(24)を補強する準備書面(25)、敷地内断層の危険性について述べる準備書面(26)、主張立証責任の所在について整理するとともに原発事故に至る機序を例示し、準備書面(27)を提出しました。そのうえで、準備書面(25)の要旨を田中宏弁護士、同(26)、(27)の要旨を菅澤弁護士が説明しました。

原告意見陳述

原告の意見陳述は、千田素子さんが行いました。国連人権理事会での福島原発事故被害者によるプレゼンテーションや、家賃を滞納

した原発避難民に対する提訴などをとりあげ、原発事故の被害者が国により理不尽に追い詰められている現状を指摘し、廃炉を強く求めました。(意見陳述の内容は2ページ。)

れにより、津波対策につき完全性に欠けることがないことの主張立証に被告が成功しておらず、具体的危険が事实上推認されると主張しました。準備書面(26)については、11月の適合性審査において、被告がこれまで否定してきた敷地内断層の活動性について、これを否定する根拠が薄弱であると指摘されたことをうけ、被告による耐震性審査は、敷地内断層の評価について審

いないことを指摘しました。
そして、原発事故に関する
機序を、被告側で作成した
イベントツリーをもとに例
示し、対処手順に綱渡りの
ような危うさを孕んでいる
こと等を指摘しました。

今後の予定等

次回期日は、3月20日（火）午後2時00分からです。（なお、次々回は6月19日（火）午後2時00分と予定されています。）

次回もたくさんの方に傍聴においていただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

(文責・佐々木泰平)



意見陳述

千田 素子

原告の千田素子です。私は平凡な一市民です。権力も權威も名声も、また取り立てて語るほどのキャリアもない、極々小さき存在です。しかしだからこそ、多くの声無き声の代弁者たりうるのではないかと思っています。そのような立場から意見を申し述べます。

さて、私は、この数ヶ月に私が深く考えさせられてしまつたニュースを二つ、ここで紹介したいと思います。

一つは、東京電力福島第一原発事故により今も避難を続ける女性が、国連人権理事会の

プレセッションでスピーチをしたというニュースです。彼女は、原発事故以来、過酷な状況に置かれている被害者の、とりわけ悩み苦しみそして今では疲弊している母親たちの、怒りと悲しみの声を伝えるために、イスのジユネーブに赴き各国政府の代表者の前で被害者の現状を訴えました。

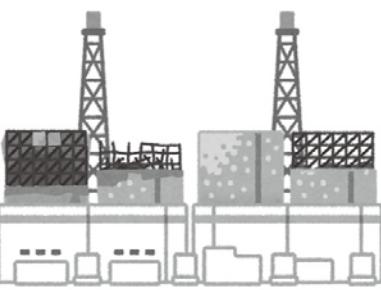
実は、日本政府は2013年すでに、人権理事会から「福島の住民の健康の権利を放射能から守るために必要な措置

を講じる」よう勧告を受けています。しかし、政府がそれに応じる気配はなく、被害者の人権侵害は一向に改善されていません。たとえば、十分な健診調査が実施されず、調査・診断の結果も知らされない現状。また、「安全性」をアピールするため福島県の農産物を県内の学校給食に用い、それを子供たちに食べさせている現状。更には、年間20ミリシーベルトの地への帰還を強いら思っている現状があるのです。

何故か、救済を求める続ける被災者の声が日本政府には届きません。自國の政治がとても遠く、世界の良識に問題解決を委ねるしか道がないところまで、被災者は追い詰められている、と私は思います。

もう一つは、山形県米沢市の雇用促進住宅に住んでいる8世帯の自主避難者たちが国から訴えられたニュースです。

2011年3月11日、原子力災害対策特別措置法に基づいて発令された原子力緊急事態宣言は現在も発令中です。



には書かれているそうです。このニュースに接したとき、私は言葉を失いました。加害者である国が、その被害者である避難者たちを被告として訴えたのです。あまりにも理不尽です。国策で原発を作り、安全神話と経済優先で推進し、事故を起こして被害を発生させた国の行為、加えて、2012年に制定された「子ども・被災者生活支援法」の適切な運用をせず、被害者に寄り添った生活支援の施策を怠つた国の行為が、避難者の現在の状況を作り出していることを、国は、行政は、どのように捉えるのでしょうか。

提訴によって、自主避難している小さき者たちのささやかな暮らしで、筆り取ろうとする。これが行政権の公正な行使だとは、私には思えません。

政府は「20ミリシーベルト以下の安全・安心」という根拠から訴えられたニュースです。福島県による住宅無償提供が今年3月末で打ち切られたため、4月から家賃を支払えず、にしかし帰る場所もなく住み続けた人たちに対し、「住宅の明け渡し」と「4月からの家賃の支払い」を求めて、高齢障害・求職者雇用支援機構が山形地裁に提訴したとい

には書かれているそうです。このニュースに接したとき、私は言葉を失いました。加害者である国が、その被害者である避難者たちを被告として訴えたのです。あまりにも理不尽です。国策で原発を作り、安全神話と経済優先で推進し、事故を起こして被害を発生させた国の行為、加えて、常時の20倍の年間20ミリシーベルトまで住民を曝さらす。否、敢えて解除しないのかかもしれません。解除すれば、平らな場所に、避難者を帰還させることが出来なくなりますから。

には書かれているそうです。このニュースに接したとき、私は言葉を失いました。加害者である国が、その被害者である避難者たちを被告として訴えたのです。あまりにも理不尽です。国策で原発を作り、安全神話と経済優先で推進し、事故を起こして被害を発生させた国の行為、加えて、常時の20倍の年間20ミリシーベルトまで住民を曝さらす。否、敢えて解除しないのかかもしれません。解除すれば、平らな場所に、避難者を帰還させることが出来なくなります。そして、私は宣言します。「ノ・モア・フクシマ」と。

原発を存続させるべきでないことは、多くの識者が様々な場面で様々な視点から言及しています。また、泊原発の危険性については、この法廷でこれまで、弁護団が十分に指摘して下さいましたし、たくさんの方がこの場に立つて言葉を尽くされました。

結論は明白です。地震大国日本で原発を作つてしまつた過ちを直視するならば、選択肢は廃炉しかありません。私たち大人には、廃炉によつて未来を創設していく義務が、課せられています。一刻も早い泊原発の廃炉を求めます。

どうか、司法の権威を、行政に對して、政府に對して、示してください。

小さきものの声に耳を傾けてくださいましたことに、感謝申し上げます。

広島高裁、伊方原発 3号機運行差し止め

弁護士
菅澤紀生

1 高裁で初の差止めを認めた仮処分決定

広島高裁は、2017年12月13日、広島地裁の決定を覆し、伊方原発3号機の運転差止めを命じた。その理由は、伊方原発に火山のリスクがないと、ということについて、事業者側（四国電力）が疎明できていない、ということである。高裁レベルで原発の差止めを認めた初の仮処分決定であり、その意義は大きい。

現在、泊原発廃炉訴訟は、「本訴」と言われる通常の民事裁判により差止め及び廃炉を求めている。これに対し、「仮処分」というのは、通常の裁判の判決を待つていては取り返しのつかない事態が生じてしまう場合に、本訴の判決が出るまで「仮に」決定する民事保全法に基づく一手法である。仮処分で勝つには、通常の訴訟で勝訴しうる事情に加えて、「保全の必要性」という要件をみたすこと有必要となる。

原発裁判では、規制委員会の審査が終了した時点で、「保全の必要性」の要件がみたされると判断されており、これまで、福井地裁による高浜3・4号機

2 立証責任

の差止め決定（○）、これを覆した大阪高裁決定（×）、川内原発の差止めを認めなかつた鹿児島地裁決定（×）及び福岡高裁宮崎支部決定（×）などがある。

3
広島高裁が認めた
火山の危険性

これらの仮処分のうち、高浜原発大・阪高裁決定（川内原発）、福岡高裁宮崎支部決定（二つの高裁決定は、規制委員会の審査で安全性が確認されている）。原発については、原告（住民）側で、新規制基準の不合理性または規制委員会の判断の不合理性を証明しない限り、差止めを認めないという基準を示した。福井地裁が大飯の本訴（〇）、高浜の仮処分（〇）で示したような裁判所自身が原

4 泊ほか他の訴訟に
与える影響

大阪高裁及び福岡高裁宮崎支部の決定により、規制委員会の審査に合格してしまうと裁判所による差止めはほぼ不可能かと思われるような流れが生じつたが、今回の広島高裁決

阪高裁及び福岡高裁宮崎支部とほぼ同じ基準によつてゐる。

定がこれを断ち切つた意義は極めて大きい。火山の大噴火の景響は、洞爺カルデラが付近にある泊原発でも考慮されなければならない。

一方で、地震学の第一線の学者である前原子力規制委員長代理の島崎邦彦東大名誉教授の証

3. 口頭弁論終了後の報告会のご感想やご意見をお聞かせください。

○二の方の詳しい話と情熱を感じました。岩内台地の事など初に知り得ました。北電側の言い分との違いが分かりました。

1 裁判の感想や意見をお聞かせください

○原告の意見陳述は内容も文章も法廷でも素晴しかったです。準備書面の説明は法廷では画面が見えず、わかりにくかったが、報告会でわかりやすかったです。

○何回か傍聴しているが、今回の内容がよく理解できなかった。(これまでの経過がよく頭に入っていないせいかもしれません) 画面も全く見えていません。

○今回は少し進展! そうな雰囲気でもった

○私自身も避難者ですが、よく我々の気持ちをくみ取ってくれた陳辺さんでした。損害賠償の裁判の原告、サポートーでもありますが、あちらはラガラです。ぜひご協力を!! もっとマスコミが来てほしい。

○攻めの口頭弁論を聞けて良かった

○まだまだ勉強中です。しかし、電力会社の無能さが感じられました。

○千田素子さんの陳述が明解で良かったです。弁護団の説明も分かりやすく「被告自身が想定している事象でも綱渡り処置で対応している」という問題提起の仕方が見事だと思います。

2.集会(傍聴抽選外れた人を対象)の ご感想やご意見をお聞かせください。

○解り易く、内容の秀でたDVDを見、話を聞けて良かった。

○DVDで小出先生の講演中、放射線の遺伝子によおよぼす影響について、東海村の臨界事故の例で、実に過酷であることがよく分かりました。生きものと放射能は共存出来ない!!

【今回は抽選外れの人が11人、集会参加15人(事務局含め)】

4. 泊原発の廃炉をめざす会への ご感想やご意見をお聞かせください

- 缶バッヂがあれば欲しいですね。傍聴席の若人はどこへ行った?
- いつも、きめ細やかな活動をありがとうございます。
- ニュースはとても判りやすくて、助かります。
- とても大切な会だと思います。原発は要りません。
- 皆さんの情熱に敬意と賛同を改めて感じました。
- 報告会は勉強になって楽しいです。

言をもつてしても、地震の問題について規制委員会の判断の不合理性が認められなかつたのは、残念かつ厳しい現実である。規制委の審査が終了した各地の原発訴訟では、依然として立証責任のハードルは極めて高くと評価せざるを得ない。

泊原発廃炉訴訟の現状

弁護士 菅澤 紀生

1 裁判は動いている

こここのところの泊原発についての規制委員会新規制基準適合性審査の動きと、札幌地裁での廃炉訴訟の動きを時系列で整理すると表1のようになる。規制委員会は、海底活断層、敷地内の断層、防潮堤の問題について、北電に対し厳しい態度を示している。

このうち、海底活断層の危険性については、廃炉の会が結成された2011年7月の集会で渡辺満久東洋大学教授が指摘した問題であり、原告弁護団が最初の訴状からずっと主張してきた問題である。規制委がこの存在を前提に検討しようと指示するに至った経緯は、ハイローユース23号で詳しく述べた。敷地内の断層、防潮堤の問題は、後述する。

裁判所も、規制委の動きに着目し、北電に対し、活断層や基準地震動について主張の変更をする予定があるのか、変更するならばいつまでにするのか明らかにするよう求めた。これに対し、北電は規制委の判断が出るまで待つて欲しいと述べただつた。

訴訟提起から6年も経った状態で、それはないだろうと北電に対する否定的な言動を示した

と表1のようになる。規制委員会は、海底活断層、敷地内の断層、防潮堤の問題について、北電に対し厳しい態度を示している。

■表1

2015年5月29日 規制委員会第232回適合性審査会合
積丹半島西岸沖の海底活断層の存在を基礎づける積丹半島の隆起について、それを否定する北電の説明について概ね了承。
2016年10月27日 第411回適合性審査会合
地盤の液状化に伴う防潮堤の沈下により、遡上波を到達させない目的が達成されなくなる。
2017年3月10日 第452回適合性審査会合
積丹半島の地震性隆起を否定できない。積丹半島西岸沖海底活断層の存在を前提として検討するよう指示。
2017年9月19日 第22回口頭弁論、進行協議期日
北電の進行意見：規制委の判断が出るまで待つて欲しい。
裁判所（対北電）：訴訟提起から6年も経っていて規制委の判断を待ってくれというのはおかしい。裁判所として判断して、後に行政判断があれば請求異議で扱うべき。
裁判所（対原告）：その海底活断層がどれくらいの確率でどのような地震を発生させ、それにより原発のどこが壊れて、どのような事態が発生するのか、主張、立証して欲しい。
2017年11月10日 第526回適合性審査会合
泊原発の敷地内の断層の活動性を否定する根拠が薄弱であり、基準地震動も議論できない状態である。
2017年12月8日 第531回適合性審査会合
断層は1号機と2号機の重要な設備の真下にあることを確認。
2017年12月19日 第23回口頭弁論
原告：立証責任論、機序の例、津波、敷地内断層

裁判所ではあったが、一方で、我々原告側に対しても、裁判所が心証を得る（つまり勝ち負けを決める）には、どの断層がどれくらいの確率で動いて、どれくらいいの強さの地震を起こして、原発のどこが壊れるのか、明らかにして欲しいと求めしてきた。

この裁判官の要求は、次に述べる立証責任の問題とも評価できるという要望とも評価できる。裁判が終結に向かうのが、勝訴か敗訴か、裁判の帰趨はこの点にかかっているといえる。

立証責任とは、裁判で証拠により証明する責任のことであり、原則として原告側がこの責任を負っている。証拠によってもどちらかわからない、判断できないという場合、原告が負けたとしてもどちらかわからない、といふことである。すなわち、住民が敗訴するということにならなければならない。原告側で危険の論拠を明らかにする学者の科学論証においても、原則としては、危険だと考える原告（住民）が、自ら証拠を集め、主張を立て、裁判官に原発は壊れそうで危険だと思ってもらわなければいけない。原告の差止め訴訟においても、原則として訴訟においても、原則として原告に対する要求が、このような原則的な立証責任論に立つた上で発言されたものであるとしたら、本訴訟はかなり厳しい。原告側では、海底活断層存在を示すことまではほぼ成功したといえるが、これがどれくらいの確率で動き、どのような規模の地震動を発生させ、これにより泊原発のどの部分が壊れるか、これを証拠により示せと言われてしまうと、それはできない。現在の科学では地震の発生確率を明らかにすることは不可能であるし、複雑な原発の構造や部材、その耐震性能などを全て原告側で明らかにすることはできないからである。

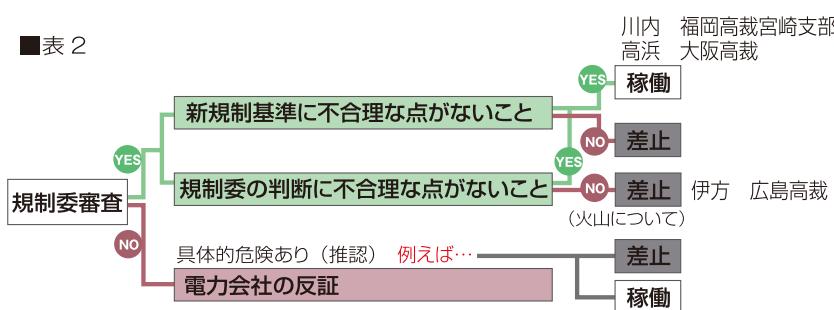
そこで、原告側では、準備書面27において、行政訴訟である伊方原発最高裁判決、その基準を取り入れた民事訴訟である複数の地裁判決、福島事故後、新規制基準が規定された後の2つの高裁決定（川内原発福岡高裁

2 立証責任

文を証拠として提出しても、被告電力会社側で危険でないといふ学者の科学論文が提出されれば、裁判官にはどちらの論文が正しいかを判断することはできず、どちらかわからない、といふこととなる。すなわち、住民側が敗訴するということにならなければならない。原告側で危険の論証においても、原則としては、危険だと考える原告（住民）が、自ら証拠を集め、主張を立て、裁判官に原発は壊れそうで危険だと思ってもらわなければいけない。原告の差止め訴訟においても、原則として訴訟においても、原則として原告に対する要求が、このような原則的な立証責任論に立つた上で発言されたものであるとしたら、本訴訟はかなり厳しい。原告側では、海底活断層存在を示すことまではほぼ成功したといえるが、これがどれくらいの確率で動き、どのような規模の地震動を発生させ、これにより泊原発のどの部分が壊れるか、これを証拠により示せと言われてしまふと、それはできない。現在の科学では地震の発生確率を明らかにすることは不可能であるし、複雑な原発の構造や部材、その耐震性能などを全て原告側で明らかにすることはできないからである。

そこで、原告側では、準備書面27において、行政訴訟である伊方原発最高裁判決、その基準を取り入れた民事訴訟である複数の地裁判決、福島事故後、新規制基準が規定された後の2つの高裁決定（川内原発福岡高裁

■表2



泊原発廃炉訴訟の現状

弁護士 菅澤 紀生

があり、その周辺に居住する住害され、又は侵害される具体的な危険があることが事実上認められるというべきである。この立証責任の振り分けには、現在の原発訴訟でほぼ定着してきたものであり、これが全日本の原発訴訟で住民側のなお高いハードルとなつてきていることは、伊方原発広島高裁決定の説明で述べた。しかし、新規制基準に適合することを主張立証できる見込みのない泊原発においては、この立証責任論は極めて我々原告にとって有利に働く。被告が安全性を証明しない限り、具体的な危険がある（II人格権侵害による差止め）とされるからである。これを図で示したもののが表2である。

3 危険性の例示

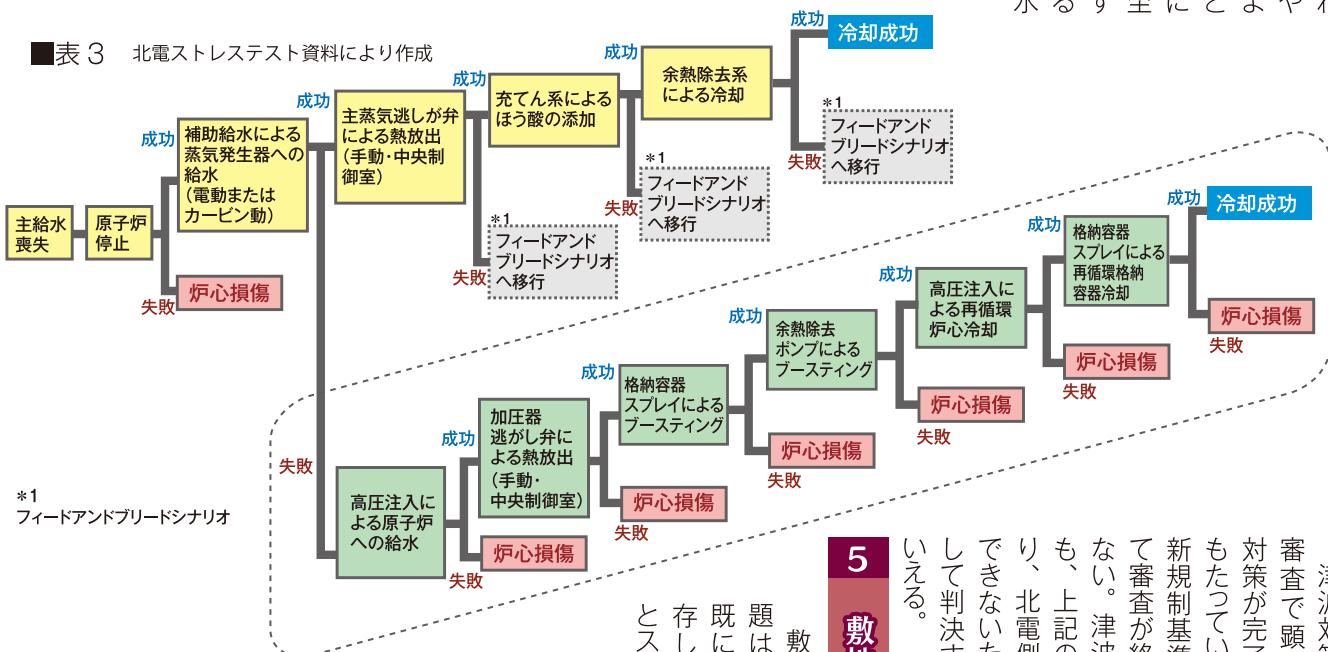
本訴訟では、北電からは安全性に欠ける点のないことの立証予定が示されていないが、裁判官としては、この立証責任論に立ったとしても、原発を差止め、廃炉にせよ、という判决を書くには勇気のいることである。そこで原告は準備書面27において、いかに危険なのかの例示として、北電が作成したイベントツリーを示し、原発のどこが壊れて、どのような経緯で炉心損傷に至りそ�か、イ

があり、その周辺に居住する住害され、又は侵害される具体的な危険があることが事実上認められるというべきである。この立証責任の振り分けには、現在の原発訴訟で住民側のなお高いハードルとなつてきていることは、伊方原発広島高裁決定の説明で述べた。しかし、新規制基準に適合することを主張立証できる見込みのない泊原発においては、この立証責任論は極めて我々原告にとって有利に働く。被告が安全性を証明しない限り、具体的な危険がある（II人格権侵害による差止め）とされるからである。これを図で示したもののが表2である。

4 防潮堤の安全性の欠如

見てみると、原発では地震や津波により主給水喪失のような事象が起こると、あとは綱渡りのような対応策によりようやく冷却成功に至ることがわかる。表3主給水喪失（外電あり）

■表3 北電ストレステスト資料により作成



5 敷地内の断層

津波対策の不備が適合性審査で顕著となつていて、対策が完了する時期の目処もたつていない。となれば、新規制基準に適合するとして審査が終了する見込みもない。津波対策の点だけでも、上記の立証責任論により、北電側で安全性が証明できないために裁判を終結して判決することも可能といえる。

津波対策の不備が適合性審査で顕著となつていて、対策が完了する時期の目処もたつていない。となれば、新規制基準に適合するとして審査が終了する見込みもない。津波対策の点だけでも、上記の立証責任論により、北電側で安全性が証明できないために裁判を終結して判決することも可能といえる。

表1のとおり、最近の適合性審査では、北電が断層の活動可能性を否定する根拠としてきた火山灰が他の場所から見つからないという報告をしたこと、F-1のみならず、複数の敷地内の断層の活動性を否定する根拠が薄弱であると指摘されるに至った。基準地震動の策定について、「今後の審査の進捗が見込めない状況にある」とも委員から言われるほどもあり、新聞等でも大きく取り上げられた。

上記の立証責任論によれば、さらに新規制基準に適合すること、安全性に欠ける点がないことの立証はさらに遠のいたことになり、泊原発の具体的危険性（II人格権侵害による差止め）はより高まつたということになる。

原発の重要な施設の直下にある断層が活動する可能性があるとされば、立地不適、すなわち、基準地震動や断層のもたらす地震動の大きさといつた議論を経ることなく違法、危険、ということになりうる。裁判の進行と、科学論文の発表と両方を注視しながら、この問題については追加主張していくことになる。

津波対策の不備が適合性審査で顕著となつていて、対策が完了する時期の目処もたつていない。となれば、新規制基準に適合するとして審査が終了する見込みもない。津波対策の点だけでも、上記の立証責任論により、北電側で安全性が証明できないために裁判を終結して判決することも可能といえる。

表1のとおり、最近の適合性審査では、北電が断層の活動可能性を否定する根拠としてきた火山灰が他の場所から見つからないという報告をしたこと、F-1のみならず、複数の敷地内の断層の活動性を否定する根拠が薄弱であると指摘されるに至った。基準地震動の策定について、「今後の審査の進捗が見込めない状況にある」とも委員から言われるほどもあり、新聞等でも大きく取り上げられた。

上記の立証責任論によれば、さらに新規制基準に適合すること、安全性に欠ける点がないことの立証はさらに遠のいたことになり、泊原発の具体的危険性（II人格権侵害による差止め）はより高まつたということになる。

原発の重要な施設の直下にある断層が活動する可能性があるとされば、立地不適、すなわち、基準地震動や断層のもたらす地震動の大きさといつた議論を経ることなく違法、危険、ということになりうる。裁判の進行と、科学論文の発表と両方を注視しながら、この問題については追加主張していくことになる。

地域連絡会報告

活動報告

北区の会

北区の会では12月2日（土）に北区民センターにて川原茂雄先生の出前授業「福島はいまどうなっているのか」を開催しました。師走に入り、午前中の実施にもかかわらず30名の参加を得、内18名は会員外の方々でした。

授業は川原先生の精力的に現地を回られた取材に基づくもので、政府や電力事業者の発表とは裏腹に、うずたかく積み上げられたフレコンバッグから草木が芽を出している様や、帰還者の殆ど居ない街とは言えない光景など、復興の目処さえ立たない現状をスライドと熱のこもったご説明に皆聞き入りました。その後泊原発の話題に移り、予定時間を大幅に過ぎて終了しました。

川原先生は当日の夜に関西で所用があるとのことで、その足で新千歳空港に向かわれるという超多忙振りでした。先生、425回目の出前授業を有難うございました。

北区の会ではこのような講演会や勉強会の開催や、署名活動、各種イベントへの参画などを行って多忙振りでした。先生、425回目の出前授業を有難うございました。

泊原発の話題に移り、予定時間を大幅に過ぎて終了しました。



2017.7.6 六ヶ所村発祥の地 記念碑の前

今年度も、森山軍治郎さんを偲ぶ会等、沢山の活動を行いました。その中から「チャルカ」の上映会と六ヶ所村で活躍している萌出浩さんのことを報告します。

「チャルカの上映会」は、総会や個人の自宅等で七回持たれました。

奈井江町に住んでいる会員が一人で奈井江で二回、新十津川で一回の上映会を企画して二十九名の観客を集めました。そちらの会員から自発的に上映会をしてみたいと要望があった時はとても感動しました。一人の力が大きな波紋になって広がることをこの上映会は教えてくれました。企画した田口さんから「チャルカ」視聴後の感想が寄せられました。紹介出来ないのが残念です。

今年度もあさこはうすと六ヶ所村を訪問しています。今年からは多士済々のメンバーがそれぞれの分野からの発表を行うなど新企画もあります。未加入の方はお気軽に御参加ください。またこのようない地域連絡会が他の地域にも設立され互いに連携していくことを期待します。（武藤正雄）

（幹事長 中川洋子）

活動報告

泊原発廃炉の会・そらち

活動報告

十勝連絡会

十勝連絡会は、例年、年末の街頭署名アクションの後、一年を振り返り団結を固める望年会を開いています。

今年度も12月9日（土）に帯広駅南側で第92回署名アクションを1時間、10人の参加で行い、48筆の知事宛署名を集めてから、夕方望年会を開きました。帯広市内のミニセン調理室を借り料理を作ったり、手作りの料理や飲み物を持ち寄り、手頃な会費で豪勢な料理をお腹一杯食べ、お酒も飲みながら、話したいことを話し、歌も歌い交流しました。

当日は農業を営みながら歌を作り歌つている新得町の宇井さんも参加し、自作の歌等を披露してくれ、大いに盛り上がり、参加者14名は、新年からの活動の決意を固め合いました。

次に、現在準備中の講演会を紹介します。2月25日（日）帯広市とかちプラザで、午後1時30分から菅澤紀生弁護士（廃炉の会世話人、泊原発廃炉訴訟弁護団事務局長）を迎えて、講演会「司法と原発、近時の重要な判決を踏まえて」を開催します。当会と市民フォーラム十勝の共催。昨年10月20日に出された



福島地裁の「福島生業訴訟」の判決と12月13日に出された広島高裁の「伊方原発3号機運転差止」決定を踏まえて、泊原発廃炉訴訟の現状と展望を学習することについています。

（代表 中村廣治）

ラシチエセ「原発の取材報告

世話人 マシオン恵美香

原発廃炉と再生

年頭に、カリフォルニア州ランチエセ「原発（1989年停止／出力91万3千kW）」を取材した。

サクラメント電力公社（SMUD）は映画「日本と再生」（河合弘之監督）の中でも、「脱原発に踏み切った再生した電力会社」と紹介された。廃炉後に使用済核燃料など放射性廃棄物がどう扱われたのか、乾式貯蔵に至る途上で、どのような問題を解消したのかを知ることで、北海道電力泊発電所がいすれ直面する未来を予見できると考え、SMUD、グリーンピースジャパン、グリーンピースアメリカ（GA）、連邦原子力委員会への協力を得て情報収集を開始した。

自治体による電源選択・経営判断としての廃炉

北海道で最初の泊発電所1号機が営業運転を開始した1989年6月、皮肉なことに、サクラメント市（アメリカ・カリフォルニア州）が、住民投票によって原発廃炉を選択し、翌日にはSMUDが自ら原子炉を停止した。

サクラメント市街地からランチエセ「原発までは札幌市と泊村

で、北海道電力泊発電所がいすれ直面する未来を予見できると考え、SMUD、グリーンピースジャパン、グリーンピースアメリカ（GA）、連邦原子力委員会への協力を得て情報収集を開始した。

廃炉原発現地を訪ねて

原発稼働中のサクラメント市は高齢化と人口減少が続き、40万人を切った時期もあったが、廃炉後2016年には50万人ほどに回復した。この地域の電力供給を三社のコードエネレーション・再生可能エネルギー会社が支えている。再生可能エネルギーによる発電率はダムや運河による水力、風力、太陽光発電も含め、2014年までに30%を軽く超える実績を記録し、2020年を自途に20%以上とした当初目標より早く実績をあげた。

2016年6月にはカリフォルニア州が「原発をやめ再生可能エネルギーを導入する」と決定した。（2025年に州最後の原発・ディアプロキヤ二オン原発の運転許可期間が終わる）

ランチエセ「原発が廃炉となつた最大の理由は「原発がコスト高で電力公社が経営難に陥つたため」であり、再生可能エネルギーへの転換は現実的な会社立て直し策だった。

近年、原子力は投資の対象にならないとして、投資家たちは出资先を太陽光発電システムにシフトし始めた。アメリカのドライな経営判断から学ぶべきか？



ミニ報告会

裁判の現状

今回のニュース発送時では、市川弁護団長が泊原発裁判の現状報告と発送作業のお手伝いをしてくださいました。

報告会では、裁判の現状として、北電が主張し立証しなくてはならない安全性について、全く立証されていないことを中心に話されました。一つは、今まで存在しないとしていた、原発の前面にある断層について規制委から「否定できない」とされたために、今までの主張がすべて覆りました。基準津波の主張が変遷していることなどから、つなみの立証に成功していないこと、防潮堤については、地盤の液状化により沈下し、防潮堤としての役割を果たせてないなど、施設の安全性について全く立証できていないことが報告されました。

今までの全国の訴

訟では裁判所は、まず電力会社側が施設の安全性を立証し、それができた場合に具体的に危険性があることを住民側が立証しなければならないとされています。しかし、これが立証しなければならないとされましたが、この裁判所の判断基準から特定が難しかった。建屋は無く、物の貯蔵場所は「関係者以外立ち入り禁止」のゲートから遠く、灰色の円柱が一定間隔で並べて置かれている。オバマ政権時代に先住民の聖地に核ごみを押し付けはならないとし、移送候補地選定が頓挫した。

（世話人 間谷真澄）





「廃炉の会」3回目のチカホイベントは2月19日(月)に開催されました。署名活動・パネル展・書籍販売のほか、前回も好評だった川原茂雄さんによる出前授業や泊原発廃炉訴訟の弁護団事務局長・萱澤紀生弁護士による「裁判の現状と今後」についてのミニ講座などで構成されました。平日とはいえかなり多くの人が途切れなく行き交う中、泊原発再稼働の危険性と私たちの活動を訴えました。



新しく始まった「再稼働させない道民署名」には547筆が集まり、道民のみなさんの原発に対する意識の高さが示されました。その場で、会の賛同人になつてくれた人たちもいました。「電気は余っています」「再稼働は危険です」などの私たちの声かけに、4回実施した授業・講座に、そして常時上映したスライドショーに、多くの人が立ち止まり、説明を聞いてくれました。会場は札幌駅寄りの「憩いの広場」で、前回と同じく手狭ではありましたが、多くのボランティアスタッフが関わり、活動が6年を経過しても、再稼働阻止に対する会員の皆さん変わらぬ熱意を感じさせる時間でした。原発問題全道連絡会から代表委員の米谷通保さん、事務局長の佐藤久志さんも署名活動に参加しました。



お知らせ 署名を提出しました

2月13日(火)雪が降りしきる厳しい寒さの中、「廃炉の会」の世話人、事務局員と十勝連絡会、北区の会、そらちの会のメンバー、13人が集まり道庁に署名を提出しました。

2015年6月から2年半かけて全道から17,637筆を集め、経済部環境・エネルギー室の我妻博彦主幹に届けました。十勝連絡会の中村廣治代表は、「泊原発で事故があれば、西風によって十勝は壊滅し、北海道の食糧を失う。道民の命を守るために再稼働を認めないでいただきたい」と述べました。参加者からは「知事の机に必ず、署名の束を積み上げていただきたい」と強い要望が出されました。
(世話人・樋口みな子)

お知らせ 第24回 口頭弁論

2018年3月20日(火) 14:00~
札幌地裁 (札幌市中央区大通西11丁目)

集合 13:10 大通公園西11丁目

集会 13:50~ 傍聴抽選に外れた人対象

報告会 口頭弁論終了後~16:30頃

会場 北海道高等学校教職員センター
(札幌市中央区大通西12丁目)

お知らせ ~福島を忘れない・原発を動かさない~

泊原発を再稼働させない 3・1集会

日 時 2018年3月1日(木) 18:30~ (開場 18:00)

場 所 わくわくホリデーホール(札幌市民ホール)
大ホール(札幌市中央区北1条西1丁目)

参加費: 500円
高校生以下は無料

演題 第1部
アーサー・ビナード講演会

第2部
上田文雄&川原茂雄 対談
「知らなかつた、ぼくらの原発
「アトミックの奥にひそむモノ」

主 催 泊原発を再稼働させない北海道連絡会